

新たに予算常任委員会を設置しました

5月29日の本会議において、「**第11号 多治見市議会委員会条例の一部を改正するについて**」を可決し、予算常任委員会を設置することが決定しました。
これまで、予算（一般会計および特別会計（公営企業に係るものを含む）に関する議案は、3つの常任委員会（総務・経済建設・厚生環境教育）および本庁舎建設に関する特別委員会に対して分割付託して審議してきました。

しかし、「議案一体の原則※」に基づけば、分割付託は避けるべきであり、そのための審査の方法や委員会構成などを議会運営委員会で議論してきました。

議論の結果、予算常任委員会を新たに設置すること、本委員会は全議員で構成すること、議案の審査にあたっては、臨時会を除き分科会を設置することなどを決定しました。その後、議会運営委員会名で5月29日の本会議にて発議をし、可決されたものです。

6月6日の本会議においては、予算常任委員の選任を行い、同日に予算常任委員会を開催して委員長・副委員長の選任および各分科会への付託などを行いました。

なお、各分科会は、事業を所管する常任委員会を準用して設置しました（今後、特別委員会の所管する予算案が提出された場合は、別に分科会を設置して審議します）。

6月23日には、各分科会の分科会長報告を行い、報告に対する質疑、議員間討議・討論（どちらの発言無し）、表決を行い、6月26日の本会議において委員長報告を行い、議決されました。今後も、定例会ごとと同様のスケジュールにて予算常任委員会および同分科会を開催し、予算についても引き続きしっかりと議論をしてまいります。

※予算は不可分であり、委員会としての最終的審査は一つの委員会において行うべく、2以上の委員会で分割審査すべきでないとされています。

分科会は、委員会において必要と認められる場合に設置するもので、「議案一体の原則」に反するものではありません。

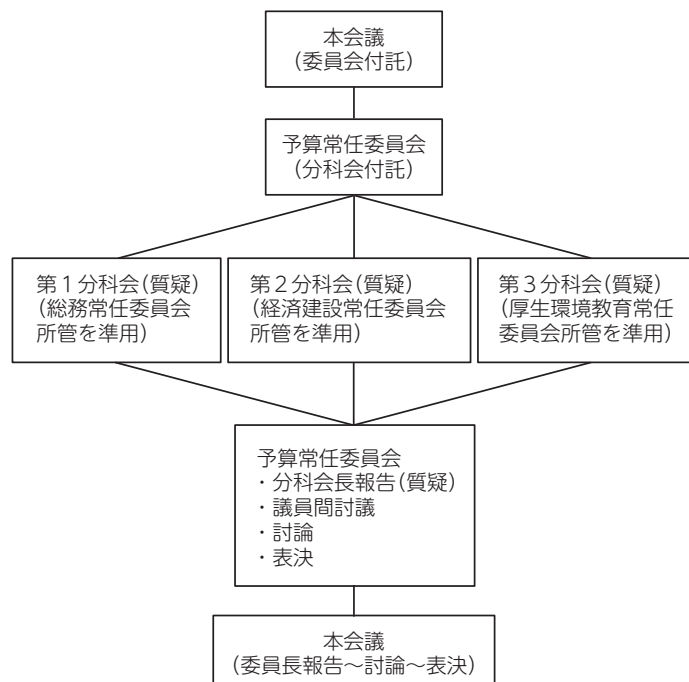
予算常任委員会 委員会構成

委員長 若尾 敏之
副委員長 三輪 寿子
委員 他 18名



予算常任委員会 審査の流れ

予算常任委員会の審査の流れについて、説明します。



1. 本会議にて付託された予算に関する議案について、予算常任委員会では本委員会を除く3つの常任委員会の所管を準用して設置する各分科会へ付託します。ただし、予算の内容によっては、本庁舎建設に関する特別委員会などの特別委員会の所管を準用して設置する分科会にも付託することがあります。
 2. 各分科会では、議案に対する質疑のみを行います。
 3. 改めて予算常任委員会を開き、分科会長報告およびそれに対する質疑を行います。また、議員間討議、討論を行い、最後に表決します。
 4. 本会議において、予算常任委員長がその他の委員会同様、委員長報告を行い、本会議にて表決を行います。
- ※臨時会において、予算に関する議案がある場合には、分科会を設置せず、予算常任委員会にて審議します。